第９講　裁判所（司法権）

1　裁判所と司法権の独立→憲法第 76 条

①裁判所と司法権の独立

大日本帝国憲法〔明治憲法〕の下(もと)では，裁判官は「天皇ノ名ニ於(おい)テ」裁判を行ったが，日本国憲法は，国民の権利や自由を守るために**司法権の独立**を定めた。憲法に「すべて**司法権**は，**最高裁判所**及(およ)び法律の定めるところにより設置する**下級裁判所**に属する」とあり，**特別裁判所の禁止**と，**行政機関の終審としての裁判禁止**も明記される。また，最高裁判所は，訴訟(そしょう)手続き・内部規律などの**規則制定権**をもつ。

※特別裁判所は，特別な身分や特別な事件にのみ裁判権をもつ裁判所。大日本帝国憲法下では，皇室裁判所・行政裁判所・軍法会議などがあった。

②裁判官の独立

A　**裁判官の（職権の）独立**

日本国憲法には「すべて**裁判官**は，その**良心**に従ひ**独立**してその職権を行ひ，この**憲法及(およ)び法律にのみ拘束(こうそく)される**」とある。

B　**裁判官の身分保障**

裁判官の懲戒(ちょうかい)処分は行政機関では行えず，その罷免(ひめん)は以下の場合のみ。

あ　裁判により，**心身の故障**のために職務を執(と)ることができないと決定された場合

い　国会に設けられる**弾劾(だんがい)裁判所**の裁判

※これまで７人が罷免された。

う　最高裁判所裁判官の**国民審査**

※有効投票の過半数が罷免を可とする場合に罷免されるが，**実例はない**。

C　その他

裁判官の定年は，満 65 歳（高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所）もしくは満 70 歳（最高裁判所・簡易裁判所）。また，裁判官の報酬(ほうしゅう)は，在任中に減額されない。

③大津事件（1891 年）

訪日中のロシア皇太子を警備の巡査が斬りつけた明治期の事件。内閣は死刑判決を求めたが，大審院長（現在の最高裁判所長官）**児島惟謙**が担当裁判官を説得し，無期徒刑（現在の無期懲役）とした。行政の関与に対し**「司法権の独立」を示した**と美談化されているが，担当裁判官への関与は**「裁判官の（職権の）独立」を侵した**のではないか，と問題視されている。

※ 1969 年，札幌地裁所長が長沼ナイキ基地訴訟について担当裁判官に手紙を渡した**平賀書簡事件**でも「裁判官の独立」への干渉が問題となった。

※それ以前にも，浦和地裁の判決が軽すぎるとした参議院の国政調査権行使が「司法権の独立」への干渉として問題となった（1948 年，浦和事件）。

２　裁判制度

①裁判所の種類

A　最高裁判所

最終判断をする**終審裁判所**。長官＋ 14 人＝ **15 人の裁判官〔判事〕**で構成。**長官は内閣の指名にもとづき天皇が任命**。他の裁判官は内閣が任命。最高裁判所は，裁判所の規則制定権や下級裁判所裁判官の指名権をもつ。

※最高裁判事は，識見が高く法律の素養ある 40 歳以上の者が資格要件となる。15 人のうち５人以内なら，法律の専門家でなくともよい。

※最高裁判例(はんれい)は，下級裁判所が異なる判断をした場合，控訴(こうそ)・上告(じょうこく)の理由となるなど，事実上，一定の拘束力(こうそくりょく)をもつ。

B　下級裁判所

裁判官は最高裁判所が指名し，内閣が任命する。任期は 10 年で，その意志があれば 10 年ごとに再び任命を受けることができる。

あ　**高等裁判所**

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の全国８カ所。

※ 2005 年から，**知的財産高等裁判所**が東京高等裁判所内に置かれている。

い　**地方裁判所**

北海道に４カ所と各都府県に１カ所ずつ，全国 50 カ所。

う　**家庭裁判所→**少年保護事件の審判および家庭事件の審判・調停を扱う

北海道に４カ所と各都府県に１カ所ずつ，全国 50 カ所。

え　**簡易(かんい)裁判所→**罰金以下の刑および 140 万円以下の請求を扱う

裁判官は１人。2020 年現在，全国 438 カ所。

②裁判の種類

A　**刑事裁判→**特別の場合を除き故意の場合に責任を問う

法律に定める犯罪があった場合，公益を代表する検察官が犯罪被疑者を裁判所に起訴（きそ）。裁判官が原告の検察官と，被告人・弁護人（弁護士が担当）の申し立てを聞き，証拠調べをし判決を下す。

※罪を問われるのは責任能力がある者に限られるので，精神鑑定も行われる。また，更生を重視する立場から**少年法**なども制定されているが，2000年・07年・14年に，相次いで厳罰化の方向で改正されている。

B　**民事裁判→**故意でも過失でも責任を問う

個人・団体の財産や権利義務についての争い。原告・被告ともに弁護士を訴訟代理人として立てることができる。

※民事裁判では当事者間の**和解**や**調停**で決着する場合も多い。

※近年では，裁判に比べ迅速（じんそく）で安価な制度としてADR〔裁判外紛争解決手続き〕も制度化されている。

C　**行政裁判→**正確には民事裁判の一種

国や地方公共団体による行政上の行為を違法とし，取り消しを求める裁判。

③審級制と再審制度

A　**三審制**→審級制の一種

慎重な裁判を行い，誤審を避けるため，同一事件につき原則として３回の審理・裁判の機会が与えられる制度。判決に不服がある場合，上級の裁判所に再度審議と判決を求めることができるが，３回目で最終審となり確定する。

※**控訴**(こうそ)＝第一審判決に対し上訴(じょうそ)すること。

※**上告**(じょうこく)＝第二審判決に対し上訴すること。

※跳躍(ちょうやく)上告＝控訴審を飛び越えて直接上告すること。

※抗告(こうこく)＝裁判所の命令・決定（＝判決によらないもの）に対し上訴すること。

B　**再審制度**

判決確定後も，合理的な疑いがあるような新証拠・新証人が出てきた場合には，**冤罪**(えんざい)を防ぐために裁判のやり直しを請求できる。

※冤罪防止のためには，取り調べの可視化や“代用監獄”（警察署の留置場など）の廃止が有効，という意見もある。

④裁判の公開

日本国憲法には「裁判の対審(たいしん)及び判決は，**公開**法廷でこれを行ふ」とある（＝**裁判公開の原則**）。とくに政治犯罪，出版に関する犯罪，基本的人権の侵害の有無に関する裁判は，必ず公開する。

※裁判は誰でも傍聴(ぼうちょう)が可能だが，傍聴席や傍聴機会の確保に制約があるので，報道機関による裁判報道の意義は大きい。

⑤検察制度

A　**検察官〔検事〕**→検察庁が管轄（かんかつ）

刑事事件において，裁判所に起訴を行う。

B　起訴独占主義

起訴するかどうかは検察官の裁量に任せられる。

C　**検察審査会**（1948 年〜）

検察庁の不起訴処分に対し，犯罪被害者等が不服を申し立て，審査を請求する機関。11 人の審査員は有権者から無作為にくじで選ばれる。検察制度に民意を反映させ，適正な運用をはかるためのもの。

※ 2009 年から，検察審査会の議決への法的拘束力が付与（ふよ）され，同一の事件で起訴相当と２回議決（11 人中８人）された場合には，**強制起訴**されることとなった。

３　違憲（立法・法令）審査権

①違憲（立法・法令）審査権とは？

すべての裁判所が有する，一切の法律，命令，規則又は処分の憲法への適合性を決定する権限。とくに最高裁判所は「**憲法の番人**」とよばれる。

②アメリカ型違憲審査制

通常の裁判所が具体的事件の裁判に対し違憲審査権を行使。権利侵害と無関係に憲法違反のみを裁判で争うことはできない，というアメリカ型の付随的審査制をとる。

※ドイツ・韓国などは，特別の憲法裁判所をもつ，抽象的違憲審査制の国。

③司法消極主義

日本の裁判所は違憲（立法・法令）審査権の行使に消極的であり，法令や国家行為などを違憲・無効とした例が少ない。最高裁判所は，行政裁判について，高度に政治的な問題は司法審査の対象外とする「**統治行為論**」を用い憲法判断を回避する場合もある。

④最高裁判所の違憲判決

A　**尊属殺重罰規定違憲判決**（1973 年）→ 1995 年の刑法改正で同条項廃止

B　**薬事法距離制限違憲訴訟**（1975 年）→当該条項削除

C　**衆議院議員定数違憲訴訟**（1976 年・85 年）→**事情判決**

D　**共有林分割制限違憲訴訟**（1987 年）→森林法の当該条項削除

E　**愛媛玉串料訴訟**　（1997 年）→当時の県知事に公金返還を命じる

F　**郵便法損害賠償免除規定違憲訴訟**（2002 年）→同年に郵便法改正

G　**在外国民選挙権制限違憲判決**　（2005 年）→ 2006 年に公職選挙法改正

H　**非嫡出子国籍取得制限違憲判決**　（2008 年）→同年に国籍法改正

I　**空知太神社訴訟**〔北海道砂川政教分離訴訟〕（2010 年）→市有地を神社に有償貸与

J　**婚外子差別違憲判決**　（2013 年）→同年に民法改正

K　**女性の再婚禁止期間違憲判決**（2015 年）→翌年に民法改正

〈 ***Note*** 〉

４　司法制度改革

①国民の司法参加

A　**検察審査会制度**（1948 年～）

B　**裁判員制度**　　　（2009 年～）

20 歳以上の有権者から無作為にくじで選ばれた６人の裁判員が，一定の要件を満たす重大な**刑事事件の第一審**（地方裁判所）の有罪・無罪と量刑について，３人の職業裁判官と合議して決定する。

※短期間の裁判が十分に公正なものかどうか，裁判員にとって守秘義務などの負担が大き過ぎないか，などの懸念（けねん）もある。

参考：**参審（さんしん）制度**

国から任命された一般市民（参審員）と職業裁判官とが合議して有罪・無罪や量刑を決定する。ドイツ・フランスなどで採用。

※日本の裁判員制度と似る。

陪審（ばいしん）制度

無作為に選ばれた一般市民（陪審員）が有罪･無罪を判断する。アメリカ･イギリスなどで採用。

※大日本帝国憲法下の日本でも，1928 年～ 43 年まで陪審制が導入されていた。

②法曹（ほうそう）の拡大

日本は法曹（＝法律専門家）人口が少なく，裁判期間の長期化や訴訟（そしょう）費用がかかりすぎる，という課題があった。そこで，民事訴訟が増加する傾向にある中，欧米にならい，下記の“法曹三者”を拡大。2004 年から，専門職大学院である**法科大学院〔ロースクール〕**が設置されている。

A　**裁判官〔判事〕**

裁判において，検察官・弁護人・訴訟代理人の主張や立証をもとに判決を下す。

B　**検察官〔検事〕**

刑事裁判の際に，公益を代表して被害者に代わり被疑者を起訴し，適正な刑罰を求め，刑の執行を監督する。

C　**弁護士**

人権を擁護（ようご）し，社会正義を実現する使命をもつ。裁判において，刑事裁判では被告人の弁護人，民事裁判では原告・被告それぞれの訴訟代理人となり，弁護や主張を行う。

③身近な法律相談窓口の設置

2006 年から，法務省所轄の独立行政法人である**法テラス**〔日本司法支援センター〕が全国 50 カ所に設置されている。

政治編　第９講　確認テスト

1　日本国憲法によれば，裁判官は何に従い独立して職務を行うか。

①天皇　②国民　③良心　④使命

2　裁判官が罷免される場合としてふさわしくないものを選べ。

①心身の故障　②弾劾裁判　③国民審査　④行政機関による処分

3　1891 年，大審院長児島惟謙が「司法権の独立」を守ったとされる事件とは？

①大津事件　②浦和事件　③平賀書簡事件　④足利事件

4　最高裁判事の人数は？

①３人　②６人　③ 11 人　④ 15 人

5　地方裁判所・家庭裁判所は，ともに全国何カ所設置されているか？

①８カ所　② 47 カ所　③ 50 カ所　④ 438 カ所

6　日本の裁判としてふさわしくないものを選べ。

①刑事裁判　②民事裁判　③行政裁判　④軍事裁判

7　第一審判決に対し上訴することを何というか？

①控訴　②上告　③跳躍上告　④抗告

8　刑事裁判において再審制度は何を防ぐための制度か。

①控訴・上告　②冤罪　③事情判決　④弾劾裁判

9　最高裁判所は，俗に何とよばれるか？

①検察　②憲法の番人　③法曹三者　④法テラス

10　2008 年，国籍法の改正につながった最高裁判所の違憲判決とは？

①尊属殺(そんぞくさつ)重罰規定違憲判決　②在外国民(ざいがいこくみん)選挙権制限違憲判決

③非嫡出子(ひちゃくしゅつし)国籍取得制限違憲判決　④婚外子(こんがいし)差別違憲判決

11　司法制度改革の一環として，2009年から導入され，国民の司法参加の一例となっているものは？

①検察審査会制度　②陪審制度　③参審制度　④裁判員制度

解答

1	③	2	④	3	①	4	④	5	③
6	④	7	①	8	②	9	②	10	③
11	④								